

2010年4月22日



<http://www.thermography.or.jp>

**赤外線サーモグラフィの普及により、
安心・安全で環境にやさしい未来社会の実現を目指して！
【一般社団法人 日本赤外線サーモグラフィ協会】を設立**

このたび、日本における赤外線サーモグラフィの専門機関として、赤外線サーモグラフィに関する幅広い教育の提供と各界連携による赤外線利用技術の普及啓発を目的に、【一般社団法人 日本赤外線サーモグラフィ協会】を設立いたしました。本協会では、主に(1)国内唯一の専門教育機関として幅広い教育事業と(2)産官学連携による赤外線利用技術の普及啓発事業の推進を行ってまいります。

＜日本赤外線サーモグラフィ協会とは＞

1. ＜設立の趣意＞

赤外線は、1800年イギリスの天文家ウィリアム・ハーシェルによって発見され、今や私たちの身のまわりで広く知られ、色々な用途に広範に利用され便利で快適な生活に役立っています。赤外線サーモグラフィは、この赤外線を検知して温度や熱を可視化する技術を利用した装置もしくは測定方法をいいます。赤外線サーモグラフィの技術は、この10年程の間に目覚しく発展し、多種多様な製品が開発され、価格もローコストの製品から高性能・高機能なハイエンド製品まで色々な用途・市場向けにバラエティに富んだものが製品化されています。

人の発熱や物体の温度変化という現象が発する“SOS”の信号を可視化してキャッチすることの有用性は、SARS やインフルエンザといった発熱性疾患の検知から、プラントの異常発熱や構造物の欠陥による温度変化を重大事故に至る前に検知する予防保全技術まで、非常に幅広い分野で利用されています。また、近年のCO₂削減・省エネルギーの観点から、種々のエネルギー損失を熱計測によって正しく評価することも重要になっています。

このような背景のもと、当協会は、赤外線サーモグラフィのより広範な科学技術分野への普及を図るとともに、赤外線サーモグラフィを正しく使って正しい測定ができる技術者を養成する事業を展開いたします。また、協会独自の活動に加え、赤外線サーモグラフィの関連分野での産・官・学の連携を推進するお手伝いも種々の関連団体とともに行うことが出来ればと考えています。

2. <設立の目的>

当協会は、赤外線サーモグラフィに関する調査・研究、知識・技術の普及啓発および人材育成等を通じて、産業界および一般社会に赤外線サーモグラフィを普及させることにより、安心・安全で環境にやさしい未来社会の実現に貢献することを目的に設立されました

3. <主な事業内容>

- ①セミナーの実施：（資格取得に対応したセミナー、分野別実践セミナー、受託セミナー、eラーニング）
- ②普及促進事業：（産業界、学会、関連団体との連携による展示会・交流会・渉外活動の実施）
- ③規格・資格の制定・認証事業の検討：（関連団体との連携による規格・資格の制定、整備の検討）
- ④コンサルティング
- ⑤受託・共同研究の実施
- ⑥新事業の創出：（環境・エネルギー・セキュリティ分野への利用促進）
- ⑦関連書籍の出版

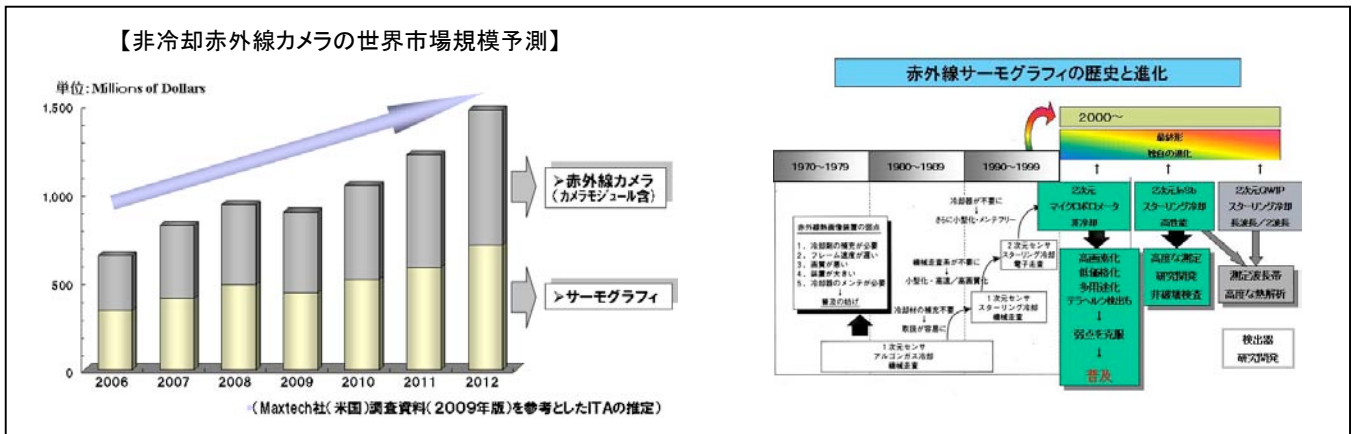
4. <一般社団法人 日本赤外線サーモグラフィ協会の概要>

名称	一般社団法人 日本赤外線サーモグラフィ協会 英語標記 (Japan Infrared Thermography Association)
設立	平成22年3月19日
事業所所在地	東京都品川区西五反田8-1-5(五反田光和ビル6F)
役員	理事長 阪上 隆英(神戸大学 教授) 理事 柳内 睦人(日本大学 教授) 理事 佐藤 紀男(建築事務所所長 一級建築士) 理事 福山 伸弘(日本赤外線サーモグラフィ協会)
顧問	監事 水口 茂樹(NECAvio赤外線テクノロジー株式会社) 名誉顧問 魚本 健人(東京大学名誉教授 芝浦工業大学 教授) 顧問 井田 敏 (日本アビオニクス株) 取締役執行役員専務
電話	03-5759-1055
ホームページ	http://www.thermography.or.jp

＜日本赤外線サーモグラフィの市場について＞

赤外線サーモグラフィ(含む赤外線カメラ・モジュールカメラ)の世界市場は、10年程前迄は、数百億円に過ぎませんでした。今や1,000億円を越す規模に発展し、今後も拡大していくと予測されます。国内市場においては、出荷金額は微増ですが出荷台数がここ数年で3倍以上に増加しています。

赤外線サーモグラフィの発展の歴史を見ると、非冷却型2次元センサーの開発と製品化が市場拡大のターニングポイントになったことが分かりますが、これは、技術革新による小型・軽量化、操作性の改善、低価格化が実現されたことが最大の要因といえます。



世界と国内の市場規模(出荷台数)は、この数年の間で急拡大を続けていますが、電力・電気設備の保守保全、発熱異常監視、建物診断に代表される非破壊検査等がこれを牽引しています。

さらに、国内では建築基準法(定期報告制度)の改正により赤外線診断の適用範囲が広がり、また、2009年、原子力施設の保全技術指針に赤外線サーモグラフィ法の適用が制定されました。さらには、改正省エネルギー法が施行されたことにより、熱エネルギーの漏れ診断にまで用途が拡大すると見込まれます。

こうした状況から今後は赤外線サーモグラフィを正しく使用するための診断技術者向けのセミナーや資格・規格の整備の要請に対応していく必要があると言えます。

